

補助金評価シート

区分	重点・重点以外	補助根拠	法令補助・その他補助	開始時期	平成26年4月1日	終期	平成29年3月31日
補助事業名 [下段に制度概要を記載]	新潟市景観形成推進組織助成金 新潟市景観条例第24条の規定に基づき認定された「景観形成推進組織」が、当該地区の特性を活かした景観形成の実現に向けた活動を自立的に継続できるように支援するため、学習会・研究会や調査研究活動に要する費用に助成します。						
款・項・目	土木費 都市計画費 都市計画総務費						
所属等	都市政策部 まちづくり推進課 都市デザイン担当 電話 025-226-2716						

年 度		26年度（1年目）		27年度（2年目）		28年度（3年目）	
予算額等の推移	予算(千円)	400		400		400	
	決算(千円)	0		0		200	
補助率		10/10		10/10		10/10	
目 標		学習会・講演会等の開催：5回／年 <目標が数値でない場合の評価方法>					
目標に対する達成度（指標）	達成率100%以上						
	達成率 80%以上					80.0%	4回
	達成率 50%以上						
	達成率 50%未満	0.0%	0回	0.0%	0回		
	目標が非数値化 ※取扱基準に記載した評価手法に基づく達成度について記入してください						
補助事業者による情報の公表		※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。					

チェック	a. 補助対象経費は事業の直接経費となっているか	○	e. 指標の推移が維持・向上しているか	○
	b. 補助率は1/2以内か	×	f. 補助事業者による情報の公表は適正に行われているか	○
	c. 補助額が5万円以上になっているか	○	g. 目標は数値化されているか	○
	d. 収入が過剰になっていないか(繰越金が生じていないか)	○	h. 目標は補助金の成果を検証しやすい設定か	○
評価欄	×になった項目に対する今後の取組	<a～fにおける取組> 新潟らしく美しい街並み景観を創出し、これを共有の財産として形成するためには、市民の主体的な取り組みが不可欠である。このことから、新潟市景観条例により認定された「景観形成推進組織」に対し、市として積極的に支援するため、対象経費について上限額までの補助とする。 <g～hにおける取組>		
	目標未達成の原因分析	<期間（3年）を通して目標達成率80%未満の場合、なぜ達成できなかったか> 景観形成推進組織としては活動しているが、助成金が不要な範囲で勉強会を実施しているため、目標未達成となっています。今後は助成金活用を促し、より良い景観形成に繋がる取り組みを行えるよう働きかけていきたいと考えます。		
① 拡充・改善（補助率、補助額、補助対象経費、その他） ② 継続 ③ 廃止 ①～③の評価理由 ※目標未達成の原因分析に該当の場合はその要因を踏まえて今後どうするのかを記載すること 景観形成推進組織は地元地域の方や、まちづくりに関わっている有識者で構成され、地域の景観形成に取り組む際の中心となる重要な組織と位置付けており、今後も組織としての活動を継続していただく中で助成金活用を促し、より良い景観形成に繋がる取り組みを行えるよう働きかけたいと考えます。				